

藤枝市中小企業等省エネ設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業所から排出される温室効果ガスの削減を図るため、省エネ設備導入事業を行いJ-クレジット制度へのプロジェクト登録を行った中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

2 この要綱において「中小企業等」とは、法人及び個人とする。ただし、会社及び個人にあつては、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までに規定する者に限る。

3 この要綱において「省エネ設備導入事業」とは、既存の設備を更新し、導入前の設備と比較して温室効果ガス排出量を削減する設備を導入する事業をいう。

4 この要綱において「J-クレジット制度」とは、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量を市場で取引するための交換価値として経済産業省、環境省又は農林水産省が認証する制度及びこれに必要な付随する制度の総称をいう。

5 この要綱において「プロジェクト」とは、温室効果ガスの排出量を削減し、又は温室効果ガスを吸収する効果を有する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業等であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱（令和4年藤枝市告示第223号。以下「設備導入要綱」という。）の規定に基づく補助金の交付確定をこの要綱の規定による補助金の申請日の属する年度又はその前年度に受けた者

(2) 設備導入要綱の規定による補助金を用いて市内の事業所で実施したプロジェクトをJ-クレジット制度へ登録した者

(補助対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、設備導入要綱の規定による補助金の補助対象経費から設備導入要綱の規定による補助額を差し引いた額とする。

(補助額)

第5条 補助額は、25万円以内とし、1プロジェクト当たり1回限りとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を提出しなければならない。

- (1) 藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付確定通知書の写し
- (2) J-クレジット制度プロジェクト登録証の写し
- (3) プロジェクト計画書の写し
- (4) 妥当性確認報告書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定及び確定したときは、補助金交付決定通知書兼確定通知書(第2号様式)により通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。